

＊北海道公報

目次

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

規則

○北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則の一部を改正する規則

(農村振興課) 一〇一

○北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(水産経営課) 一〇二

訓令

○大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業等の従事許可等に関する規程

(人事課) 一〇三

告示

○狩猟鳥獣の捕獲の禁止

(自然環境課) 一〇五

○特定鳥獣の捕獲の禁止及び制限

(自然環境課) 一〇五

○鳥獣保護区の設定及び期間更新

(自然環境課) 一一二

○鳥獣保護区特別保護地区の指定

(自然環境課) 一一五

○有害興行の指定

(生活文化・青少年室) 一一五

○大規模小売店舗立地法第六条第一項(変更)の届出

(地域産業課) 一一六

○大規模小売店舗立地法第六条第二項(変更)の届出

(地域産業課) 一一六

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可

(土地改良指導課) 一一七

○道営土地改良事業変更計画の決定

(土地改良指導課) 一一七

○北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準の一部改正

(水産経営課) 一一七

○知事権限に係る保安林の指定の解除

(治山課) 一一七

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定

(治山課) 一一八

○公共測量の実施の通知

(建設部総務課) 一一八

○公共測量の終了の通知

(建設部総務課) 一一九

○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行事務の完了

(道路計画課) 一一九

○道路の区域の変更(三件)

(道路整備課) 一二九

○道路の供用の開始

(道路整備課) 一二〇

○道路の区域の変更及び供用の開始

(道路整備課) 一二〇

○都市計画の変更の決定

(都市計画課) 一二〇

○市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧

(都市計画課) 一二二

○用途地域の指定のない区域内の建築物に関する建築基準法に基づく数値の指定

(建築指導課) 一二一

公表

○知事表彰の受賞者

(人事課) 一二二

公告

○軽油引取税に係る特約業者の指定

(税務課) 一二三

○個別的労使紛争のあっせんに関する要綱に規定するあっせんに関する事務の委任

(労政福祉課) 一二三

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了

一二三

道企業管理規程

○北海道工業用水道事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程

一二三

道教育委員会教育長告示

○一般競争入札(物品の賃借)の実施

一二四

道人事委員会規則

○大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則

一二五

道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

一二六

公布された規則のあらまし

北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第百七号)

一 趣旨

農村地域工業等導入資金の貸付利率及び利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 工場用地等取得・造成資金の貸付対象となる貸付利率を従来の貸付利率から〇・八ポイント引き下げることとした(第二条第三項関係)。

2 設備等導入資金の貸付対象となる貸付利率を従来の貸付利率から、一般農村地域の中小企業については〇・六五ポイント、特定農村地域の中小企業については〇・八五ポイント、一般農村地域の大企業については〇・六五ポイント、特定農村地域の大企業については〇・七五ポイントそれぞれ引き下げることとした(第二条第四項関係)。

3 工場用地等取得・造成資金の利子補給率を従来の利子補給率から、〇・五ポイント

平成十三年九月二十八日 金曜日

一〇〇

ト引き上げることとした（第四条関係）。

4 設備等導入資金の利子補給率を従来の利子補給率から、農業協同組合が貸付けする一般農村地域の中小企業については〇・三五ポイント、特定農村地域の中小企業については〇・四五ポイント、一般農村地域の大企業については〇・三五ポイント、特定農村地域の大企業については〇・四五ポイントそれぞれ引き上げることし、農業協同組合連合会等が貸付けする一般農村地域の中小企業については〇・三五ポイント、特定農村地域の中小企業については〇・四五ポイント、一般農村地域の大企業については〇・三五ポイント、特定農村地域の大企業については〇・四五ポイントそれぞれ引き上げることとした（第四条関係）。

三 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、平成十三年八月三日以後に貸し付けられた農村地域工業等導入資金から適用することとした。

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第百八号）

一 趣旨

沿岸漁業改善資金の貸付対象品目、貸付限度額、償還期間等及び借受資格を改定することとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 経営等改善資金のうち、漁ろう作業省力化機器等設置資金（巻取りウインチに限る。）の貸付限度額を知事が定める者に限り三百万円とし、燃料油消費節減機器等設置資金の潤滑油性状維持装置、救命消防設備購入資金のエンジン自動停止装置及び漁船衝突防止機器等購入等資金の音響信号設備を貸付対象品目から削除することとした（第二条の表関係）。

2 生活改善資金のうち、生活合理化設備資金のこみ焼却設備を貸付対象品目から削除し、住居利用方式改善資金の貸付限度額を八十万円から百五十万円に引き上げ、償還期間を五年以内から七年以内とすることとした（第三条の表関係）。

3 青年漁業者等養成確保資金のうち、漁業経営開始資金の貸付限度額を知事が定める者に限り五千万円とすることとした（第四条の表関係）。

4 一沿岸漁業従事者等に係る沿岸漁業改善資金の貸付合計額の限度を二千八百万円から五千万円に引き上げることとした（第五条関係）。

5 借受資格を有する者のうち、総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船を使用して水産動植物の採捕の事業を行うものが経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金を借り受ける場合については、知事が定める者であることを貸付条件にすることとした（第六条関係）。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則（北海道人事委員会規則二一八）

一 趣旨

職員の営利企業等の従事制限に関する規則の特例として、自ら創出した研究成果をもとに事業を行う企業の役員等を兼ねる場合における営利企業従事の許可の基準を定めるため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 この規則は、大学教員又は研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における地方公務員法の規定による許可の基準について、職員の営利企業等の従事制限に関する規則第三条の特例を定めるものとした（第一条関係）。

2 この規則で用いる「大学教員」、「研究職員」及び「研究成果活用企業」という用語の定義を定めた（第二条関係）。

3 大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねることについて営利企業従事許可の申請があった場合は、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に限り許可できることとした（第三条関係）。

（一）許可の申請に係る大学教員等が、当該許可の申請に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果を自ら創出していること。

（二）大学教員等が就こうとしている役員等としての職務の内容が、主として大学教員等の研究成果活用事業に係るものであること。

（三）大学教員等の占めている職と許可申請に係る研究成果活用企業との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

（四）許可申請前二年内に、大学教員等が当該許可申請に係る研究成果活用企業との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。

（五）大学教員等が就こうとする役員等としての職務の内容に、当該大学教員等が在職する札幌医科大学又は試験研究機関等に対する契約の締結又は検定、検査等の申請に係る折衝の業務（大学教員等の研究成果を活用する事業に係る業務を除く。）が含まれていないこと。

（六）大学教員等としての職務の遂行に支障が生じないこと。

（七）その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

4 この規則の基準に基づき行う営利企業従事の許可は、役員等の任期等を考慮して定める期限を付して行うものとした（第三条関係）。

三 施行期日

この規則は、平成十三年十月一日から施行することとした。

規則

北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十三年九月二十八日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第七号

北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則（昭和四十九年北海道規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年一・八五パーセント」を「年一・〇五パーセント」に改め、同条第四項第五号中「年二・〇パーセント」を「年一・三五パーセント」に改め、同項第六号中「年一・九五パーセント」を「年一・一パーセント」に改め、同項第七号中「年二・〇パーセント」を「年一・三五パーセント」に改め、同項第八号中「年一・九五パーセント」を「年一・二パーセント」に改める。

第四条第一号イ中「年〇・九パーセント」を「年一・四パーセント」に改め、同号ロ中「年〇・七五パーセント」を「年一・一パーセント」に改め、同号ハ中「年〇・八パーセント」を「年一・三五パーセント」に改め、同号ニ中「年〇・七五パーセント」を「年一・一パーセント」に改め、同号ホ中「年〇・八パーセント」を「年一・二五パーセント」に改め、同条第二号イ中「年〇・六パーセント」を「年一・一パーセント」に改め、同号ロ中「年〇・四五パーセント」を「年〇・八パーセント」に改め、同号ハ中「年〇・五パーセント」を「年一・〇五パーセント」に改め、同号ニ中「年〇・四五パーセント」を「年〇・八パーセント」に改め、同号ホ中「年〇・五パーセント」を「年〇・九五パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則の規定は、平成十三年八月三日以後に貸し付けられた農村地域工業等導入資金について適用し、同日前に貸し付けられた農村地域工業等導入資金については、なお従前の例による。

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年九月二十八日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第八号

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

平成十三年九月二十八日 金 曜 日

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年北海道規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第二号中「、一台につき七十万円」を「一台につき七十万円（知事が定める者にあつては、三百万円）」に改め、同表第四号中「漁船用エネルギー環境対応機関を」を「漁船用環境高度対応機関を」に改め、「、潤滑油性状維持装置を設置する場合にあつては一台につき十万円」を削り、「漁船用エネルギー環境対応機関又は定速装置を設置する場合にあつては七年以内（据置期間一年以内を含む。）、潤滑油性状維持装置を設置する場合にあつては二年以内」を「七年以内（据置期間一年以内を含む。）」に改め、同表第九号中「、消火器又はエンジン自動停止装置」を「又は消火器」に改め、同表第十一号中「、無線電話又は音響信号設備」を「又は無線電話」に改める。

第三条の表中「一（四）ごみ焼却設備

	一	二
年以内一	百五十万円	八十万円
	七年以内一	五十万円

第四条の表第三号中「二十万円」の下に「（知事が定める者にあつては、五十万円）」を加え、「ただし、」を削り、「八百万円」を「、八百万円」に改める。

第五条中「二千八百万円」を「五千万円」に改める。

第六条第二項中「前項」を「第一項第二号」に、「併せ有する者」を「併せ有するもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 前項の借受者たる資格を有する者のうち、総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船を使用して水産動植物の採捕の事業を行うものにあつては、知事が定める者でなければならない。ただし、生活改善資金を借り受ける場合にあつては、この限りでない。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づき貸付された沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

訓 令

北海道訓令第17号

本 田 先 機 関
大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業等の従事許可等に関する規程を次のように定める。
平成13年9月28日

北海道知事 堀 達 也

大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業等の従事許可等に関する規程

(趣旨)

第1条 大学教員等（大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業等の従事制限に関する規則（平成13年北海道人事委員会規則12 - 8。以下「規則」という。）第1条に規定する大学教員等をいう。以下同じ。）が研究成果活用企業（規則第2条第3項に規定する研究成果活用企業をいう。第3条第2号を除き、以下同じ。）の役員等（規則第1条に規定する役員等をいう。以下同じ。）を兼ねる場合における地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項に基づく許可の申請等については、この訓令の定めるところによる。

(許可の申請)

第2条 研究成果活用兼業（大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねることをいう。以下同じ。）に係る許可を受けようとするときは、北海道職員服務規程（昭和41年北海道訓令第5号）第7条の規定にかかわらず、あらかじめ、研究成果活用兼業許可申請書（別記第1号様式）を所屬長を経由して知事に提出しなければならない。

(報告)

第3条 地方公務員法第38条第1項の規定により許可を受けて研究成果活用兼業を行う大学教員等は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの期間（第8条において「半期」という。）ごとに、研究成果活用兼業状況報告書（別記第2号様式）により、次に掲げる事項を所屬長を経由して知事に報告しなければならない。

- (1) 所屬、職名及び氏名
- (2) 研究成果活用企業（規則第3条第1項第3号に規定する研究成果活用企業をいう。）の名称
- (3) 研究成果活用企業の役員等としての職務の内容
- (4) 研究成果活用企業の役員等としての職務に従事した日時等
- (5) 研究成果活用企業から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価額並びにその受領の理由

第4条 前条の大学教員等は、研究成果活用兼業許可申請書に記載された事項のうち兼業予定先に係る事項に変更があったときは、速やかにその旨を所屬長に報告しなければならない。

(公表)

第5条 所屬長は、大学教員等が研究成果活用兼業を行っている場合においては、半期ごとに、当該研究成果活用兼業の状況について第3条各号に掲げる事項を公表するものとする。

(研究成果活用兼業終了後の業務の制限)

第6条 所屬長は、研究成果活用兼業の終了の日から2年間、当該研究成果活用兼業を行った大学教員等を、研究成果活用兼業に係る研究成果活用企業との間に物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある業務に従事させてはならない。

(適用除外)

第7条 この訓令は、非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）及び臨時職員については、適用しない。

(雑則)

第8条 この訓令の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 北海道職員服務規程（昭和41年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。
第7条中「基づき、営利企業等」の次に「（大学教員等が研究成果活用企業の役員を兼ねる場合における営利企業等の従事制限に関する規則（平成13年北海道人事委員会規則12 - 8）第2条第3項に規定する研究成果活用企業を除く。）」を加える。

別記第1号様式（第2条関係）

研究成果活用兼業許可申請書				年 月 日
北 海 道 知 事 様				
所 属 職 名 氏 名				
地方公務員法第38条第1項及び大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業等の従事許可等に関する規程第2条の規定に基づき、次のとおり許可を申請します。				
1 申請前2年間の在职状況				
所 属	在 職 期 間	職 務	内 容	
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			

		自 年 月 日			
		至 年 月 日			
2 兼業予定先					
研究成果活用企業の名称					
所在地					
事業内容（研究成果活用事業以外の事業を含む。）					
研究成果活用企業の親会社		親会社の有・無 名称： 所在地： 事業内容：			
兼ねようとする役員等の職務内容		☐ 役員（名称） （代表権：有・無） ☐ 顧問 （業務担当：有・無） ☐ 評議員 職務内容：			
		研究成果活用事業へのかわりの程度			
		在職機関に対する契約の締結の折衝又は検定、検査等の申請に係る折衝の業務（研究成果活用事業に係る業務を除く。）：有・無			
報酬の予定年額		円			
役員等の職務への予定従事時間		平均して、1月当たり 日 1日当たり 時間 週延べ 時間			
役員等の任期及び兼業予定期間		（任期：有・無 年） 年 月 日から 年 月 日まで			
3 自らの創出による研究成果であって、研究成果活用企業が事業において活用することを予定しているもの内容					

4 職務の遂行への支障の有無	
5 現在の職又は申請前2年以内に占めていた職と研究成果活用企業（親会社を含む。）との関係	
6 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無	
7 その他参考事項	
所属長の意見	
年 月 日	
(所属長)	
印	

(注) 1 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。
2 研究成果活用事業とは、大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業等の従事制限に関する規則第2条第3項に規定する研究成果活用事業をいう。

別記第2号様式（第3条関係）

研究成果活用兼業状況報告書

年 月 日

北 海 道 知 事 様

所 属
職 名
氏 名

地方公務員法第38条第1項により許可された研究成果活用兼業の状況（
年 月 日から 年 月 日）について、次のとおり報告します。

1 研究成果活用企業 の名称	
2 研究成果活用企業 の親会社	(親会社の有・無) 名称：
3 兼ねている役員等 の職務内容	☐ 役員 (名称) (代表権：有・無) ☐ 顧問 ☐ 評議員 職務内容：
4 役員等の職務への従事状況	
日 時	業 務 の 内 容
年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	

年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	
年 月 日 時 ～ 時	

5 研究成果活用企業から受領した報酬及び金額、物品その他の財産上の利益				
受領年月日	種 類	価 額	受 領 の 理 由	
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

6 その他参考事項

所属長の意見	
年 月 日	(所属長) 印

(注) 1 5の欄には、実費弁償（役員等としての職務のために受け取った交通費、宿泊費等の経費）を除いた研究成果活用企業から受領したすべての報酬及び金銭、

物品その他の財産上の利益について記入するものとする。 2 5の「種類」の欄には、金銭、有価証券、物品及びその他のものを記入するものとする。 3 5の「価額」の欄には、金銭を受領した場合においてはその額を、金銭以外の財産上の利益を受領した場合においてはその利益を時価に見積もった金銭を記入するものとする。 4 5の「受領の理由」の欄には、役員報酬、役員賞与、株式配当金、特許権等の実施料、指導料及びその他の別を記入するものとする。 5 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付するものとする。	
却	長
北海道告示第1629号 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ5第5項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲（殺傷を含む。以下同じ。）を禁止する。 平成13年9月28日 北海道知事 堀 達 也 1 捕獲を禁止する狩猟鳥獣の種類 オスジカ 2 捕獲を禁止する区域 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡当別町及び新篠津村、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村、函館市、松前郡松前町及び福島町、上磯郡知内町、木古内町及び上磯町、亀田郡大野町、七飯町、戸井町、恵山町及び綴法華村、茅部郡南茅部町、鹿部町、砂原町及び森町、山越郡八雲町及び長万部町、檜山郡江差町、上ノ国町及び厚沢部町、蘭志郡乙部町及び熊石町、久遠郡大成町、奥尻郡奥尻町、瀬棚郡瀬棚町、北檜山町及び今金町、小樽市、島牧郡島牧村、寿都郡寿都町及び黒松内町、磯谷郡蘭越町、虻田郡二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町及び倶知安町、岩内郡共和町及び岩内町、古宇郡泊村及び神恵内村、積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡仁木町、余市町及び赤井川村、留萌市、増毛郡増毛町、留萌郡小平町、苫前郡苫前町、羽幌町及び初山別村、天塩郡遠別町、天塩町及び幌延町。 3 捕獲を禁止する期間 平成13年10月1日から平成14年9月30日まで	
北海道告示第1630号 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ6第1項の規定により、次のとおり特定鳥獣の捕獲を禁止し、及び制限する。	

平成13年9月28日	北海道知事 堀 達 也
1 捕獲を禁止及び制限する特定鳥獣の種類 シカ	
2 捕獲の禁止 (1) 禁止区域	上川郡東川町のうち国有林上川中部323林班いい小班及び325林班、326林班は、チ及びりの各小班、327から329までの各林班の区域及び美瑛町のうち国有林上川中部331林班、333林班、334林班、337林班いい小班、338林班いい小班、339林班いい小班、340林班いい小班、341林班いい小班、342林班いい小班、343林班いい小班、344から349までの各林班の区域、空知郡南富良野町のうち国有林上川南部29林班いからはまで及びすの各小班、30林班へ、ち、ぬ、る、わからたまで及びいの各小班、33林班いからへまで、イ及びロの各小班、35林班いからちまで、イ及びロの各小班、45林班いからまで、イ及びロの各小班、47林班はからほまでの各小班、49林班い及びロの各小班、51林班いからへまで、リ、ハ及び\0の各小班、52林班い及びイの各小班、53林班い、はからほまで、と、ちからるまで、わからよまで、イから八まで及びホからトまでの各小班、57林班い、に、に0、へ0、せ、す及びんの各小班、58林班い、は、なからむまで及びうの各小班、59林班いからはまで及びあからゆまでの各小班、60林班いからはまで及びなからむまでの各小班、61班いからはまで、あ、さ、ゆからみまで及びきの各小班、63林班は、と、ち、る、わからたまで、つ、ね、お、イの各小班、143林班い、わ及びかの各小班、144林班いからはまでの各小班、146林班い及びろの各小班、148林班いからりまで、る、わからたまで、お及びホの各小班、152林班いい小班、155林班いからはまでの各小班、157林班い、ぬ、る、わ、か、た、つ及びおの各小班、158林班い、ぬ、よ、た及びおの各小班、159林班い、は、に、ぬ、か及びねの各小班、160林班いからりまで、る、か、お、二及びホの各小班的区域、礼文郡礼文町、利尻郡利尻町及び利尻富士町、斜里郡斜里町（ただし、金山川本流左岸河口とてい線との交点を起点とし、同点から国有林網走南部1224林班と1226林班の林班界に至り、同林班界を南に進み1227林班と1228林班の林班界との交点に至り同林班界を東に進み、1228林班いい小班とろ小班的林班界との交点に至り、同小班界を南西、北西、北東に進み、1225林班と1228林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西に進み1220林班と1225林班の林班界との交点に至り、同林班界を北に進み1220林班と1223林班の林班界との交点に至り、同林班界を北に進み1220林班ろ小班とは小班的林班界との交点に至り、同小班界を南西、西、北西、北東、北、北西、北に順次進み、いい小班とろ小班との小班的の交点に至り、同小班界を北に進み1217林班と1220林班の林班界との交点に至り、同林班界を西に進み1214林班と1217林班の林班界との交点に至り、同林班界を北に進み1214林班と1215林班の林班界との交点に至り、同林班界を西に進み

1214林班い小班とろ小班的の小班界との交点に至り、同小班界を南東、南、南西に順次進み、ろ小班とほ小班的の小班界との交点に至り同小班界を南に進み、は小班とほ小班的の小班界との交点に至り同小班界を西に進み、は小班とに小班的の小班界の交点に至り、同小班界を西、北西に順次進み、1212林班と1214林班の林班界との交点に至り、同林班界を南西に進み、1212林班ち小班とホ小班的の小班界の交点に至り、同小班界を北西に進み、1211林班ほ小班とロ小班的の小班界の交点に至り、同小班界を北西、南西、北西に順次進み、1210林班わ小班とイ小班的の小班界との交点に至り、同小班界を南西、西、北西に順次進み、1209林班と小班とイ小班的の小班界との交点に至り、同小班界を南西に進み、1208林班わ小班とイ小班的の小班界との交点に至り、同小班界を南西に進み、1205林班ほ小班とイ小班的の小班界との交点に至り、同小班界を南西、北西、南西、北東、南東、南西、北西、南東、南西に順次進み、1202林班と1205林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西に進み、1202林班は小班とに小班的の小班界との交点に至り、同小班界を南東、南、西に順次進み、へ小班とな小班的の小班界との交点に至り、同小班界を西に進みろ小班とり小班的の小班界との交点に至り、同小班界を西に進み1134林班ろ小班とは小班的の小班界との交点に至り、同小班界を南、南西、西に順次進み、1132林班と1134林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西、北に順次進み国有林界との交点に至り、同点から国有林界に沿って西に進み、国有林網走南部1130林班と1131林班の林班界との交点に至り、同林班界を南に進み、1130林班い小班とは小班的の小班界との交点に至り、同小班界を南西、北西に順次進み、1129林班と1130林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西に進み、1129林班い小班とろ小班的の小班界との交点に至り、同小班界を西に進み1127林班と1129林班の林班界との交点に至り、同林班界を南西に進み、1127林班い小班とろ小班的の小班界との交点に至り、い小班とち小班的の小班界との交点に至り、同小班界を北西、西、南、東、南、西、北西、西、南西に順次進み、1127林班と1128林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西に進み国有林界に至り、同点から国有林界に沿って南西に進み、国有林網走南部1128林班い小班とほ小班的の小班界との交点に至り、同小班界を南西に進み、斜里郡斜里町と標津郡標津町との境界線との交点に至り、同小班界を南西に進み、国有林界を北東に進み国有林網走南部1124林班と1125林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西に進み、1123林班と1125林班の林班界との交点に至り、同林班界を南西、西、北東に順次進み国有林網走南部1124林班と1125林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西に進み、1123林班と1125林班の林班界との交点に至り、同林班界を南西、北西に順次進み、1121林班と1125林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西に進み、1121林班ろ小班とイ小班的の小班界との交点に至り、同小班界を北東、西に順次進み、1119林班と1121林班の林班界との交点に至り、同林班界を北東に進み、1119林班わ小班とイ小班的の小班界との交点に至り、同小班界を北東、北西、北東に順次進み、1416林班へ小班とロ小班的の小班界との交点に至り、同小班界を北西に進み、1415

林班り小班とロ小班的の小班界との交点に至り、同小班界を北西に進み、1414林班り小班とロ小班的の小班界との交点に至り、同小班界を北西に進み、1411林班と1414林班の林班界との交点に至り、同林班界を南西に進み、1411林班な小班とハ小班的の小班界との交点に至り、同小班界を北西に進み、1410林班た小班とイ小班的の小班界との交点に至り、同小班界を西に進み斜里郡斜里町と清里町との境界線との交点に至り、同境界線を北東に進み斜里郡斜里町と小清水町との境界線との交点に至り、同境界線を北東に進み、てい線との交点に至り、同点からてい線に沿って東に進み起点に至る線に囲まれた区域を除く。)及び、清里町のうち国有林網走南部1077林班イ小班、1080林班イ小班、1081林班イ小班、1082林班ロ小班、1083林班ロ小班、1106林班イ小班、1109林班ハ小班的の区域、有珠郡大滝村のうち、国有林室蘭213林班わ小班、214林班へ、と及びりからの各小班、215林班ろからへまでの各小班、216林班と、ぬ及びるの各小班、217林班り及びぬの各小班、218林班い、ろ及びイの各小班、219林班はからとまで及びイの各小班、220林班ぬ及びイの各小班、229林班ろ、イ及びロの各小班、230林班い、イ及びロの各小班、231林班ほ小班、238林班ほ小班、239林班い及びイの各小班、243林班ほ及びイの各小班、248林班に及びイの各小班、249林班い_{h1}、い_{h2}及びろからへまでの各小班、250林班い、に及びイの各小班、254林班と小班、255林班い、ろ及びイの各小班、256林班い_{h1}、い_{h2}、ろ及びイの各小班、257林班い及びイの各小班的の区域、沙流郡日高町のうち国有林日高北部230林班い_{h3}、い_{h4}及びろ₂の各小班、231から234までの各林班、235林班い、ろ及びイの各小班、236林班い、ろ及びイの各小班、237林班、238林班い_{h1}、い_{h2}、ろ₂、ろ₃及びロの各小班、239林班ろ₁小班、241林班い、ろ及びは₁の各小班、242から245までの各林班、246林班い、ろ、に₁、に₂及びイの各小班的の区域及び、平取町のうち国有林日高北部1142林班いからほの各小班、1143林班い、にからへまで及びイの各小班、1144林班い、ろ及びにの各小班的の区域、新冠郡新冠町のうち国有林日高南部1067林班ろ、に及びほの各小班、1068林班い及びろの各小班、1069林班、1070林班へからちまで、ハ及びニの各小班、1077林班にからへまでの各小班、1078林班い_{h3}、ほ及びへ₁の各小班、1079林班、1080林班い_{h4}、い_{h5}、は₃及びニの各小班、1081から1085の各林班、1086林班は、に、ほ及びへ₁の各小班、1087林班い_{h1}、い_{h4}、は、に及びイの各小班、1088林班は、に及びほの各小班、1089林班ろからほまで、イ及びロの各小班、1093林班い、は、へからちまで、わ及びイからニまでの各小班、1094林班ろからにまで及びイからホまでの各小班、1113林班ほ、へ、イ及びロの各小班的の区域、静内郡静内町のうち国有林日高南部33林班い_{h2}、ろ₃、イからハまで及びニ₁の各小班、46林班、47林班、48林班い_{h1}、ろ₁、ろ₂及びに₁の各小班、52林班、53林班い_{h1}からい_{h3}まで、ろ₁からろ₄まで及びイからニまでの各小班、54林班い_{h1}、い_{h2}、ろ₁からろ₃まで、イ及びロの各小班、55林班い_{h1}、い_{h2}、ろ₁からろ₃まで及びは₁の各小班、56林班い_{h1}、ろ₁、ろ₂、及びイからニまでの各小班、57林班い_{h6}、い_{h7}、ろ₁からろ₅まで、イ、ロ、ハ₂及びホ₂の各小班、60林班い_{h1}、ろ₁、ろ₂、ろ₈、イ及びロ₁

第1301号

解 説 公 開 報 道

まで、り、ぬ₁、ぬ₂、およびイの各小班、329林班と及び₁の各小班的区域、厚岸郡厚岸町のうち国有林根釧西部205林班二₂小班、206林班ハ₁小班、207林班ヘ₁小班、208林班へ小班、214林班二₂小班、215林班ハ₁小班、216林班ホ₁小班、217林班ロ₁小班、218林班ロ₁小班、219林班ロ₁小班、220林班ハ及び₂の各小班、221林班ホ₁小班、223林班ロ₁及びハの各小班、224林班ホ₁小班、311林班ロ₁小班、312林班ロ₁及び₂の各小班的区域、川上郡標茶町のうち国有林根釧西部3403林班わからたまで、な、の、き、めからしまで、ひ、ひ₁及びひ₂の各小班、3408林班いからりまで、り₁、ぬ、ぬ₁、ぬ₂、る、わからそまで、そ₁、つからむまで、お、イ及びロの各小班、3409林班る、は、に、た、れ、れ₁、そ、つ、つ₁、ね、な、お、イ及びロの各小班、3410林班と₂及びぬ₁の各小班的区域、根室市のうち国有林根釧東部2003林班る、りからるまで、かからたまで、イ及びへの各小班、2004林班い及びトの各小班、2005林班い、い₁、イ、ロ₁及びへの各小班、2006林班い₁、へ及びへの各小班、2007林班る、は及びロ₁の各小班、2008林班ロ₁小班、2013林班いからるまで、わからねまで、お、お₁、イ、ロ、ニ及びホの各小班、2014林班な₁小班、2015林班る、わ、か、ね、な及びおの各小班、2017林班いからるまで、わからよまで、お、イ、ロ及び₂の各小班、2018林班お、イ及びロの各小班、2019林班ほ、ぬ、る、およびロの各小班、2025林班の区域、標津郡標津町のうち国有林根釧東部35林班い及びイの各小班、38林班い及びイの各小班、40林班い、は、は、ほからり及びイの各小班、41林班い及びイの各小班、44林班い、り、ぬ、かかられまで、つ₁、つ₂、ね、ね₁、ね₂及び₃の各小班、45林班ほ、と、り、る、わ、よからそまで、らからうまで、の及び₁の各小班、46林班た₃小班、47林班いからはまで、ほ、へ、へ₁、と、イ及びハの各小班、48林班い、ロ及びハの各小班、52林班い及びイの各小班、55林班い及びイから八までの各小班、61林班い、イ及びロの各小班、62林班い、イ及びロの各小班、77林班い及びロの各小班、83林班い、イ及びロの各小班、88林班い、る、イ及びロの各小班、93林班い、イ及びロの各小班、112林班る及びイの各小班的区域、目梨郡羅臼町のうち国有林根釧東部111林班い及びイから八までの各小班、113林班い、る、イ、ロ及びハの各小班、120林班い及びイから八までの各小班、126林班い及びイからホまでの各小班、204林班、205林班は、り、ぬ及び₂の各小班、206林班ぬ小班、207林班い、い₁、は及びロの各小班、208林班いからはまで、わからねまで、な、お、及びイの各小班、209林班いからへまで、へ₁、とからるまで、わからねまで、ね、な、ら、く、や₁からや₃まで、え₁及びイの各小班、210林班る及びイの各小班、211林班、212林班の区域及び、ソスヶ川右岸河口とてい線との交点を起点とし、同点から同川右岸を上流に進み国有林根釧東部227林班と228林班との林班界に至り、同林班界を北に進み227林班、228林班及び229林班の林班界との交点に至り、同点から228林班と229林班の林班界を東に進み、同国道に沿い南東に進み、道道知床公園羅臼線との交点に至り、この点から見通し線を	南東に進み、てい線との交点に至り、同点からてい線を南に進み起点に至る線で囲まれた区域（ただし、同町礼文町に所在する民有林17林班2から8まで、11から13まで、16、19から28まで、30、31、33から35までの各小班並びに同17林班2、3、5、6、7、19、20、22、27の各小班に囲まれた町営スキー場の区域を除く。） (2) 禁止の内容 平成13年10月1日から平成14年9月30日までの間、捕獲を禁止する。 3 捕獲の制限 (1)ア 制限区域 北見市、網走市、紋別市、網走郡東藻琴村、女満別町、美幌町及び斜里郡斜里町のうち金山川本流左岸河口とてい線との交点を起点とし、同点から国有林網走南部1224林班と1226林班の林班界に至り、同林班界を南に進み1227林班と1228林班の林班界との交点に至り同林班界を東に進み、1228林班い小班とる小班的林班界との交点に至り、同小班界を南西、北西、北東に進み、1225林班と1228林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西に進み1220林班と1225林班の林班界との交点に至り、同林班界を北に進み1220林班と1223林班の林班界との交点に至り、同林班界を北に進み1220林班と1223林班の林班界との交点に至り、同林班界を北に進み1214林班と1217林班と1220林班の林班界との交点に至り、同小班界を西に進み1214林班と1217林班と1220林班の林班界との交点に至り、同小班界を西に進み1214林班と1215林班の林班界との交点に至り、同林班界を北に進み1214林班と1215林班の林班界との交点に至り、同林班界を北に進み1214林班と1215林班の林班界との交点に至り、同林班界を西に進み1214林班い小班とる小班的林班界との交点に至り、同小班界を南東、南、南西に順次進み同小班とほ小班的林班界との交点に至り、同小班界を南に進み、は小班とほ小班的林班界との交点に至り同小班界を西に進み、は小班とに小班的林班界との交点に至り、同小班界を西、北西に順次進み、1212林班と1214林班の林班界との交点に至り、同林班界を南西に進み、1212林班ち小班とホ小班的林班界との交点に至り、同林班界を南西に進み、1209林班と小班とイ小班的林班界との交点に至り、同小班界を南西に進み、1205林班ほ小班とイ小班的林班界との交点に至り、同小班界を南西、北西、南西、北東、南東、南西、北西、南東、南西に順次進み、1202林班と1205林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西に進み、1202林班は小班とに小班的林班界との交点に至り、同小班界を南東、南、西に順次進み、へ小班とな小班的林班界との交点に至り、同小班界を西に進み同小班とり小班的林班界との交点に至り、同小班界を西に進み1134林班ろ小班とは小班的林班界との交点に至り、同小班界を南、南西、西に順次進み、1132林班と1134林班の林班界との交点に至り、同
---	--

第1301号

報 告 公 開 規 則 北

363林班い及びイの各小班、364林班い、口及びハの各小班、365林班い、い₁、イから八まで及びホの各小班、366林班い、い₁、イ及びロの各小班、368林班い及びハの各小班、372林班いハ班、373林班い及びニの各小班的区域を除く。）及び更別村、広尾郡忠類村、大樹町（ただし、国有林大樹17林班、18林班、19林班いハ班、20林班いハ班、21林班いハ班、22林班い及びい₁の各小班、23林班、24林班いハ班、25林班いハ班、26林班いハ班、27林班いハ班、28林班、29林班、30林班い、ろ及びとの各小班、40林班いハ班、42から44及び64から66までの各林班、67林班いハ班、68林班いハ班、69林班いハ班、70林班いハ班、71林班、72林班い、は、に、ほ及びへ₁の各小班、73林班い及びい₁の各小班、99林班い及びい₁の各小班、100林班い、い₁及びい₂の各小班、101林班いハ班、102林班い、い₁、い₂及びろの各小班、103林班、104林班、105林班いハ班、106林班いハ班、107林班ろ及びほの各小班的区域を除く。）及び広尾町（ただし、国有林大樹1006林班い及びろの各小班、1018林班いハ班、1019林班い、い₁、ろからにまで及びイ₂の各小班、1022林班いからはまでの各小班的区域を除く。）、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町（ただし、国有林十勝東部319林班い、りからるまで、わ、わ₁、か、れ、つ、つ₁、お及びイの各小班、320林班、321林班い、ろ、は、る、か、よ、た、れ₁、お、イ₁、ロ及びハの各小班、322林班とからりまで、ぬ₁及びイの各小班、323林班い、に、ほ及びイからハの各小班、324林班いからにまで、と₁、ち、ぬ、ぬ₁、ぬ₂及びイの各小班、325林班い、は、に、ほ₁、へ₁、イ及びロの各小班、326林班ろ₂林班、327林班い、にからとまで、り、ぬ₁、ぬ₃、お及びイの各小班、329林班と及びと₁の各小班的区域を除く。）及び陸別町、十勝郡浦幌町、釧路市、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町（ただし、国有林根釧西部205林班ニ₂小班、206林班ハ₁小班、207林班へ₁小班、208林班へ₁小班、214林班ニ₂小班、215林班ハ₁小班、216林班ホ小班、217林班ロ小班、218林班ロ₁小班、219林班ロ₁小班、220林班ハ₁及びニの各小班、221林班ホ小班、223林班ロ及びハの各小班、224林班ホ小班、311林班ロ₁小班、312林班ロ₁及びニの各小班的区域を除く。）及び浜中町、川上郡標茶町（ただし、国有林根釧西部3403林班わからにまで、な、の、き、めからしまで、ひ、ひ₁及びひ₂の各小班、3408林班いからりまで、り₁、ぬ、ぬ₁、ぬ₂、る、わからそまで、そ₁、つからむまで、お、イ及びロの各小班、3409林班ろ、は、に₁、た、れ、れ₁、そ、つ、つ₁、ね、な、お、イ及びロの各小班、3410林班と₂及びぬ₁の各小班的区域を除く。）及び弟子屈町、阿寒郡阿寒町及び鶴居村、白糠郡白糠町及び音別町、根室市（ただし、国有林根釧東部2003林班ろ、ち₁、りからるまで、わからにまで、お、イ、ハ、へ及びトの各小班、2004林班い及びトの各小班、2005林班い、い₁、イ、ロ₁及びへ₁の各小班、2006林班い₁、へ及びへ₁の各小班、2007林班ろ、は及びロ₁の各小班、2008林班ロ₁小班、2013林班いからるまで、わからねまで、お、お₁、お₂、イ、ロ、ニ及びホの各小班、2014林班な₁小班、2015林班ろ、わ、か₁、ね、な及びおの各

小班、2017林班いからるまで、わからよまで、お、イ、ロ及びニの各小班、2018林班お、イ及びロの各小班、2019林班ほ、ぬ、る、お及びロの各小班、2025林班の区域を除く。）、野付郡別海町、標津郡中標津町及び標津町（ただし、国有林根釧東部35林班い及びイの各小班、38林班い及びイの各小班、40林班い、は、は₁、ほからり及びイの各小班、41林班い及びイの各小班、44林班い、り、ぬ、かかられまで、つ₁、つ₂、ね、ね₁、ね₂及びな₁の各小班、45林班ほ、と、り、る、わ、よからそまで、らからうまで、の及びの₁の各小班、46林班た₃小班、47林班いからはまで、ほ、へ、へ₁、と、イ及びハの各小班、48林班い、ロ及びハの各小班、52林班い及びイの各小班、55林班い及びイから八までの各小班、61林班い、イ及びロの各小班、62林班い、イ及びロの各小班、77林班い及びロの各小班、83林班い、イ及びロの各小班、88林班い、ろ、イ及びロの各小班、93林班い、イ及びロの各小班、112林班ろ及びイの各小班的区域を除く。）、目梨郡羅臼町（ただし、国有林根釧東部111林班い及びイから八までの各小班、113林班い、ろ、イ、ロ及びハの各小班、120林班い及びイから八までの各小班、126林班い及びイからホまでの各小班、204林班、205林班は、り、ぬ及びニの各小班、206林班ぬ₁小班、207林班い、い₁、は及びロの各小班、208林班いからはまで、れからねまで、な、お₁及びイの各小班、209林班いからへまで、へ₁、とからるまで、わからねまで、ね、な、ら、く、やからや₃まで、え₁及びイの各小班、210林班ろろ及びイの各小班、211林班、212林班の区域及び、ソスケ川右岸河口とてい線との交点を起点とし、同点から同川右岸を上流に進み国有林根釧東部227林班と228林班との林班界に至り、同林班界を北に進み227林班、228林班及び229林班の林班界との交点に至り、同点から228林班と229林班の林班界を東に進み、国有林界に至り、同国有林界を北、北西に順次進み、国道324号との交点に至り、同国道に沿い南東に進み、道道知床公園羅臼線との交点に至り、この点から見通し線を南東に進み、てい線との交点に至り、同点からてい線を南に進み起点に至る線で囲まれた区域を除く。）（ただし、同町礼文町に所在する民有林17林班2から8まで、11から13まで、16、19から28まで、30、31、33から35までの各小班並びに同17林班2、3、5、6、7、19、20、22、27の各小班に囲まれた町営スキー場の区域を除く。））

イ 制限の内容

(ア) 平成13年10月1日から平成13年10月31日まで及び平成14年2月1日から平成14年9月30日までの間、捕獲を禁止する。

(イ) 平成13年11月1日から平成14年1月31日までの間、1人1日当たり3頭を超えての捕獲を禁止する。また、1人1日当たり1頭を超えてのオスジカの捕獲を禁止する。ただし、同一日において(2)のア、(3)のア又は(4)のアの区域においてオスジカ1頭を捕獲した場合は、この区域でのオスジカの捕獲を禁止し、さらにメスジカ2頭を超えての捕獲を禁止する。また、同一日において(2)のア又は(4)のアの区域におい

てメスジカ1頭を捕獲した場合は、この区域でのオスジカメスジカ各1頭若しくはメスジカ2頭を超えての捕獲を禁止する。さらに、同一日において、(2)のア又は(4)のアの区域においてメスジカを2頭捕獲した場合は、この区域でのシカ1頭を超えての捕獲を禁止する。なお、同一日において、(2)のア又は(4)のアの区域においてオスジカメスジカ各1頭を捕獲した場合は、この区域でのメスジカ1頭を超えての捕獲を禁止し、オスジカの捕獲を禁止する。

(2)ア 制限区域

夕張市、岩見沢市、芦別市、空知郡栗沢町、夕張郡由仁町及び栗山町、旭川市、士別市、名寄市、富良野市、上川郡鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町（ただし、国有林上川中部323林班い1小班及び325林班、326林班は、チ及びりの各小班、327から329までの各林班の区域を除く。）、美瑛町（ただし、国有林上川中部331林班、333林班、334林班、337林班い1小班、338林班い1小班、339林班い1小班、340林班い1小班、341林班い1小班、342林班い1小班、343林班い1小班、344から349までの各林班の区域を除く。）、空知郡上富良野町、中富良野町及び南富良野町（ただし、国有林上川南部29林班い1からはまで及びすの各小班、30林班へ、ち、ぬ、る、わからたまで及びイの各小班、33林班い1からへまで、イ及びロの各小班、35林班い1からちまで、イ及びロの各小班、45林班い1からるまで、イ及びロの各小班、47林班い1からほまでの各小班、49林班い1及びロの各小班、51林班い1からへまで、り、ハ及びハ₁₀の各小班、52林班い1及びイの各小班、53林班い1、はからほまで、と、ちからるまで、わからよまで、イから八まで及びホからトまで各小班、57林班い1、に、に₀₁、へ₀₁、せ、す及びんの各小班、58林班い1、は、なからむまで及びうの各小班、59林班い1からはまで及びあからゆまでの各小班、60林班い1からはまで及びなからむまでの各小班、61小班い1からはまで、あ、さ、ゆからみまで及びきの各小班、63林班は、と、ち、る、わからたまで、つ、ね、お、イの各小班、143林班い1、わ及びかの各小班、144林班い1からはまでの各小班、146林班い1及びろの各小班、148林班い1からりまで、る、わからたまで、お及びホの各小班、152林班い1小班、155林班い1からはまでの各小班、157林班い1、ぬ、る、わ、か、た、つ及びおの各小班、158林班い1、ぬ、よ、た及びおの各小班、159林班い1、は、に、ぬ、か及びれの各小班、160林班い1からりまで、る、か、お、ニ及びホの各小班的区域を除く。）、勇払郡占冠村、上川郡和寒町、剣淵町、朝日町、風連町及び下川町、中川郡美深町、音威子府村及び中川町、稚内市、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町、中頓別町、枝幸町及び歌登町、天塩郡豊富町、苦小牧市、白老郡白老町、勇払郡早来町、追分町、厚真町、鶴川町及び穂別町、沙流郡日高町（ただし、国有林日高北部230林班い₃、い₄及びび₂の各小班、231から234までの各林班、235林班い1、る及びイの各小班、236林班い1、る及びイの各小班、237林班、238林班い1、い₂、る₂、る₃及びロの各小班、239林班る₁小班、241林班い1、る及びは₁の各小班、

242から245までの各林班、246林班い1、る、に、に₂及びイの各小班的区域を除く。）、平取町（ただし、国有林日高北部1142林班い1からほまでの各小班、1143林班い1、にからへまで及びイの各小班、1144林班い1、る及びにの各小班的区域を除く。）及び門別町、新冠郡新冠町（ただし、国有林日高南部1067林班る、に及びほの各小班、1068林班い1及びびるの各小班、1069林班、1070林班へからちまで、ハ及びニの各小班、1077林班にからへまでの各小班、1078林班い₃、ほ及びへ₁の各小班、1079林班、1080林班い₄、い₅、ほ、ほ₃及びニの各小班、1081から1085までの各林班、1086林班は、に、ほ及びへ₁の各小班、1087林班い₁、い₄、は、に及びイの各小班、1088林班は、に及びほの各小班、1089林班るからほまで、イ及びロの各小班、1093林班い1、は、へからちまで、わ及びイからニまでの小班、1094林班るからにまで及びイからホまでの各小班、1113林班は、へ、イ及びロの各小班的区域を除く。）、静内郡静内町（ただし、国有林日高南部33林班い₂、る₃、イから八まで及びニ₁の各小班、46林班、47林班、48林班い₁、る₁、る₂及びに₁の各小班、52林班、53林班い₁からい₃まで、る₁からる₄まで及びイからニまでの各小班、54林班い₁、い₂、る₁からる₃まで、イ及びロの各小班、55林班い₁、い₂、る₁からる₃まで及びは₁の各小班、56林班い₁、る₁、る₂及びイからニまでの各小班、57林班い₆、い₇、る₁からる₅まで、イ、ロ、ハ₂及びホ₂の各小班、60林班い₁、る₁、る₂、る₃、イ及びロ₁の各小班、172林班る₃、る₄、イ、ロ及びハ₁の各小班、173林班る₂、る₃及びイから八までの各小班、174林班る₂、る₃及びイからニまでの各小班、175林班い₂、る₃からる₅まで及びイから八までの各小班、179林班い₄、る₂及びび₄の各小班、180林班い₄及びびるの各小班、181から186までの各林班、187林班る₁、る₃、る₄、は及びイから八までの各小班、188林班る₁、る₂、は、イ及びロの各小班、189林班い₁、る₁及びび₂の各小班、190林班る₁、る₂、は₁及びイの各小班、191林班る₁、る₂、ち₁及びイの各小班、196林班い₂、い₃、る₁、る₂及びイの各小班、197から199までの各林班、201林班る₁からる₃まで、は₁、は₂及びち₁の各小班、202から206までの各林班、207林班い₁、い₂、る₁、る₄、は、ロ及びハ₁の各小班、208林班い₂及びびるの各小班、209林班い₁、る₁及びび₂の各小班、210から213までの各林班、215林班い₄、い₅、る₁、る₂、ロ及びハ₂の各小班、216林班い₃、る₁、イ及びロの各小班、217林班る₁、る₂、イ及びロの各小班的区域を除く。）、三石郡三石町、浦河郡浦河町（ただし、国有林浦河15林班い₁、る₁及びび₂の各小班、16林班、17林班い₂、い₄、る₁及びは₁の各小班、22林班い₄からい₆まで、る₁、る₂及びは₁の各小班、23から27までの各林班、28林班い₈からい₁₀まで、は₂及びに₂の各小班、87林班い₁、る₁、る₂及びイの各小班、90から92の各林班、93林班い₁からい₃まで及びイからニまでの各小班、94林班い₃、る₁、る₂及びイ、ロの各小班、95林班る₁からる₄まで及びイの各小班、102林班い₆からい₆まで及びびるの各小班、110林班、111から113までの各林班、114林班い₃、る₂及びロの各小班的区域を除く。）、様似郡様似町、幌泉郡えりも町

イ 制限の内容
(ア) (1)のイの(ア)に同じ。
(イ) 平成13年11月1日から平成14年1月31日までの間、1人1日当たり2頭を超えての捕獲を禁止する。また1人1日当たり1頭を超えてのオスジカの捕獲を禁止する。ただし、同一日において(1)のア、(3)のア又は(4)のアの区域においてオスジカを捕獲した場合は、この区域でのオスジカの捕獲を禁止し、さらにメスジカ1頭を超えての捕獲を禁止する。また、同一日において(1)のア又は(4)のアの区域においてメスジカ1頭を捕獲した場合は、この区域での1頭を超えての捕獲を禁止する。さらに、同一日において(1)のア、(3)のア又は(4)のアの区域においてシカを合計2頭以上捕獲した場合、この区域での捕獲を禁止する。

(3)ア 制限区域

美幌市、赤平市、三笠市、滝川市、歌志内市、深川市、空知郡北村、南幌町、奈井江町及び上砂川町、夕張郡長沼町、樺戸郡月形町、浦臼町及び新十津川町、雨竜郡妹背牛町、秩父別町、雨竜町、沼田町及び幌加内町、室蘭市、登別市、伊達市、虻田郡豊浦町、虻田町及び洞爺村、有珠郡大滝村（ただし、国有林室蘭213林班わ小班、214林班へ、と及びりからるまでの各小班、215林班ろからへまでの各小班、216林班と、ぬ及びるの各小班、217林班り及びぬの各小班、218林班い、ろ及びイの各小班、219林班はからとまで及びイの各小班、220林班ぬ及びイの各小班、229林班ろ、イ及びロの各小班、230林班い、イ及びロの各小班、231林班ほ小班、238林班ほ小班、239林班い及びイの各小班、243林班ほ及びイの各小班、248林班に及びイの各小班、249林班い₁₀₁、い₁₀₂及びろからへまでの各小班、250林班い、に及びイの各小班、254林班と小班、255林班い、ろ及びイの各小班、256林班い₁₀₁、い₁₀₂、ろ及びイの各小班、257林班い及びイの各小班的区域を除く。）及び壮瞥町

イ 制限の内容

(ア) (1)のイの(ア)に同じ。
(イ) 平成13年11月1日から平成14年1月31日までの間、メスジカの捕獲及び1人1日当たり1頭を超えてのオスジカの捕獲を禁止する。ただし、同一日において(1)のア、(2)のア、(4)のアの区域においてオスジカを捕獲した場合、この区域でのシカの捕獲を禁止する。
(4)ア 制限区域
根室市所在の国有林根釧東部2003林班ち、わ、お、ハ及びトの各小班的区域
イ 制限の内容
(ア) 平成13年10月1日から平成13年10月31日まで及び平成14年1月1日から平成14年9月30日までの間、捕獲を禁止する。
(イ) 平成13年11月1日から平成13年12月31日までの間、1人1日当たり3頭を超えて

の捕獲を禁止する。また1人1日当たり1頭を超えてのオスジカの捕獲を禁止する。ただし、同一日において(1)のア、(2)のア又は(3)のアの区域においてオスジカ1頭を捕獲した場合は、この区域でのオスジカの捕獲を禁止し、さらにメスジカ2頭を超えての捕獲を禁止する。また、同一日において(1)のア又は(2)のアの区域においてメスジカ1頭を捕獲した場合は、この区域でのオスジカメスジカ各1頭若しくはメスジカ2頭を超えての捕獲を禁止する。さらに、同一日において、(1)のア又は(2)のアの区域においてメスジカを2頭捕獲した場合は、この区域でのシカ1頭を超えての捕獲を禁止する。なお、同一日において、(1)のア又は(2)のアの区域においてオスジカメスジカ各1頭を捕獲した場合は、この区域でのメスジカ1頭を超えての捕獲を禁止し、オスジカの捕獲を禁止する。

北海道告示第1631号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項の規定により、戸切地鳥獣保護区を設定し、並びに鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行令（昭和28年政令第254号）第1条第2項の規定により、次の鳥獣保護区の存続期間を更新した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成13年9月28日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 名 称	戸切地鳥獣保護区
(2) 区 域	上磯郡上磯町に所在する一般民有林渡島檜山森林計画区103林班2及び3小班、104林班、105林班1、2、5から47まで及び50から57までの各小班、106林班7から9まで、19から27まで及び32から35までの各小班並びに107林班から109林班までの区域
(3) 存続期間	平成13年10月1日から平成33年9月30日まで
2(1) 名 称	鉄山鳥獣保護区
(2) 区 域	函館市に所在する一般民有林渡島檜山森林計画区64林班から66林班、67林班1から11までの各小班及び68林班から71林班までの区域
(3) 存続期間	平成13年10月1日から平成33年9月30日まで
3(1) 名 称	椴川鳥獣保護区
(2) 区 域	檜山郡江差町に所在する国有林檜山森林管理署2036林班から2040林班までの区域
(3) 存続期間	平成13年10月1日から平成23年9月30日まで

4(1) 名 称	江差松ノ岱鳥獣保護区	
(2) 区 域	檜山郡江差町字新地町120番から124番まで、125番1及び2、126番1及び2並びに同町字緑丘37番1及び2、176番から178番まで、179番1から4まで、180番から187番まで、191番、192番、193番1及び2、194番から197番まで、199番から201番まで、202番1、3及び4、203番、204番、206番1、207番から210番まで、211番1から7まで並びにこれらの間に所在する区域	北山13に至り、この点から同道有林と民有地との境界を北に進み起点に至る線に囲まれた区域 平成13年10月1日から平成23年9月30日まで
(3) 存続期間	平成13年10月1日から平成23年9月30日まで	
5(1) 名 称	北檜山浮島鳥獣保護区	
(2) 区 域	瀬棚郡北檜山町に所在する一般民有林渡島檜山森林計画区北檜山町36林班135、136、138、139、140から150まで、152から155まで、157から164まで、167、177から180まで、182、184、185、187、188、201、211、212、247から257まで、267、268、273、274の各小班、及び同町字愛知233番37の区域	10(1) 名 称 (2) 区 域 (3) 存続期間 大谷地鳥獣保護区 岩内郡共和町に所在する国有林岩内事業区1443林班、1445林班、1446林班、1451林班及び1452林班の区域 平成13年10月1日から平成23年9月30日まで
(3) 存続期間	平成13年10月1日から平成23年9月30日まで	
6(1) 名 称	北檜山鳥獣保護区	
(2) 区 域	瀬棚郡北檜山町に所在する国有林渡島森林管理署5218林班から5224林班までの区域	11(1) 名 称 (2) 区 域 (3) 存続期間 小樽市旭町鳥獣保護区 小樽市最上2丁目115番1、115番4、旭町1番1、塩谷3丁目107番、緑4丁目88番1、緑5丁目63番1、3及び5、富岡1丁目112番、富岡2丁目108番、長橋1丁目45番1並びに長橋5丁目91番の市有林の区域 平成13年10月1日から平成23年9月30日まで
(3) 存続期間	平成13年10月1日から平成23年9月30日まで	
7(1) 名 称	呉取瀬川鳥獣保護区	
(2) 区 域	久遠郡大成町に所在する国有林檜山森林管理署1119林班、1120林班及び1133林班から1135林班までの区域	12(1) 名 称 (2) 区 域 (3) 存続期間 東明鳥獣保護区 美幌市字美幌1726番3、2665番4、2666番1、2484番1及び2484番2並びに字美幌及び茶志内1748番2、1749番及び1751番24並びに字美幌パソノ沢2373番1、6、13から15まで、19及び21の区域 平成13年10月1日から平成23年9月30日まで
(3) 存続期間	平成13年10月1日から平成23年9月30日まで	
8(1) 名 称	半月湖鳥獣保護区	
(2) 区 域	虻田郡倶知安町字高嶺に所在する道有林倶知安燈管区境界標北山25を起点とし、この点から同町字高嶺と同町字比羅夫との字界を北に進み同道有林境界標北山56に至り、この点から同道有林と民有地との境界を南東に進み同道有林境界標北山50に至り、この点から同道有林2林班と5林班との境界を南東に進み同道有林2林班、5林班及び10林班との境界に至り、この点から同道有林2林班及び10林班との境界を南西に進み同道有林1林班08及び06小班と01小班との境界を西に進み同道有林境界標	13(1) 名 称 (2) 区 域 (3) 存続期間 メグマ沼鳥獣保護区 稚内市大字声間村字声間6742番1及び2、6743番1から6、7の一部及び8の一部、6744番3、4、5の一部、6の一部、13及び14の一部、6871番1、6872番、6873番、6874番の一部、6875番の一部、6877番、6929番の一部及び6978番並びに同市大字声間村字下声間1462番14の一部及び15の一部、5346番7の一部並びに同市大字声間村字声間原野3629番1及び2並びに同市大字声間村字メグマ2979番34並びに同市大字声間村所在のメグマ沼及び同河川敷地の区域 平成13年10月1日から平成23年9月30日まで

第1301号

報 公 道 海 北

14(1) 名 称 (2) 区 域 (3) 存続期間	上丸鳥獣保護区 紋別郡丸瀬布町に所在する国有林網走西部森林管理事業区255林班から257林班までの区域 平成13年10月1日から平成23年9月30日まで	20(1) 名 称 (2) 区 域 (3) 存続期間	国見山鳥獣保護区 河東郡音更町及び河西郡芽室町に所在する国有林十勝西部森林管理署389林班及び390林班の区域 平成13年10月1日から平成23年9月30日まで
15(1) 名 称 (2) 区 域 (3) 存続期間	トエトコ鳥獣保護区 紋別郡湧別町に所在する国有林網走西部森林管理事業区112林班の区域 平成13年10月1日から平成23年9月30日まで	21(1) 名 称 (2) 区 域 (3) 存続期間	狩勝鳥獣保護区 上川郡新得町に所在する一般民有林十勝森林計画区新得町有林50林班19、24、46、48、49、51の各小班及び72小班の一部、53林班11、13、50、51、53、55、56、58から64まで及び66の各小班並びにこれに囲まれた区域 平成13年10月1日から平成23年9月30日まで
16(1) 名 称 (2) 区 域 (3) 存続期間	牡蠣島鳥獣保護区 常呂郡常呂町に所在する国有林網走中部森林管理事業区297林班に、ほ、へ、と、ト、チ、リ、ワ及びワカの各小班、並びに同町字栄浦365-1、365-2、371から374まで、376から378まで及び384の町有地の区域 平成13年10月1日から平成23年9月30日まで	(3) 存続期間 22(1) 名 称 (2) 区 域 (3) 存続期間	宮の森鳥獣保護区 足寄郡陸別町に所在する国有林陸別事業区38林班へ、と、ち及びりの各小班並びに70林班い、る、は、は、に及びハの各小班的区域 平成13年10月1日から平成23年9月30日まで
17(1) 名 称 (2) 区 域 (3) 存続期間	チミケツヅ湖鳥獣保護区 網走郡津別町に所在する道有林北見経営区153林班から156林班まで、159林班及び160林班並びにチミケツヅ湖の区域 平成13年10月1日から平成33年9月30日まで	23(1) 名 称 (2) 区 域 (3) 存続期間	東山鳥獣保護区 十勝郡浦幌町に所在する一般民有林十勝森林計画区浦幌町208林班(38小班を除く。)並びに209林班1から6まで、60、65及び66の各小班的区域 平成13年10月1日から平成23年9月30日まで
18(1) 名 称 (2) 区 域 (3) 存続期間	平取鳥獣保護区 沙流郡平取町本町112番2、112番17、116番26、117番5、117番6、117番35から37まで、117番39から47まで、117番50、118番1から5まで、119番1、119番2、120番1から4まで及び平取町道本町公園線の区域 平成13年10月1日から平成23年9月30日まで	(3) 存続期間 24(1) 名 称 (2) 区 域	阿寒鳥獣保護区 阿寒郡阿寒町に所在する国道240号と道道雄別釧路線との交点を起点とし、この点から同道道(道路敷を除く。)を北に進み町道大正道路との交点に至り、この点から同町道(道路敷を除く。)を北東に進み町道撤別道路との交点に至り、この点から町道撤別道路(道路敷を除く。)を北に進み国道274号との交点に至り、この点から同国道(道路敷を除く。)を南東に進み国道240号との交点に至り、この点から同国道(道路敷を除く。)を南東に進み町道仁々志別横断道路との交点に至り、この点から同町道(道路敷を除く。)を北に進み町道オリヨアツツ道路との交点に至り、この点から町道オリヨアツツ道路(道路敷を除く。)を南に進み道道阿寒標茶線との交点に至り、この点から同道道(道路敷を除く。)を西に進み阿寒川との交点に至り、この点から同川左岸を南に
19(1) 名 称 (2) 区 域 (3) 存続期間	赤心の森鳥獣保護区 浦河郡浦河町に所在する一般民有林日高地域森林計画区浦河町25林班1から6まで、9から12まで、19、20、34及び37から45までの各小班的区域、並びに同一一般民有林25林班の19、20、2、39、3及び5の各小班的と、同町字野深406番地1と406番地20との地番界に囲まれた沼地部分の区域 平成13年10月1日から平成23年9月30日まで		

進み道道釧路阿寒自転車道線（旧雄別探鉱鉄道跡地）との交点に至り、この点から同道道（道路敷を除く。）を南に進み阿寒町と釧路市の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南西に進み国道240号との交点に至り、この点から同国道（道路敷を除く。）を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成13年10月1日から平成23年9月30日まで

25(1) 名 称 子野日鳥獣保護区
(2) 区 域 厚岸郡厚岸町に所在する子野日公園（弁渡町6丁目62番地の1から3まで、63番地の1、65番地の1、4及び5並びに99番地）
(3) 存続期間 平成13年10月1日から平成23年9月30日まで

北海道告示第1632号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第3項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成13年9月28日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 名 称 鉄山鳥獣保護区特別保護地区
(2) 区 域 函館市に所在する一般民有林渡島檜山森林計画区69林班の区域
(3) 存続期間 平成13年10月1日から平成33年9月30日まで

2(1) 名 称 椴川鳥獣保護区特別保護地区
(2) 区 域 檜山郡江差町に所在する国有林檜山森林管理署2038林班の区域
(3) 存続期間 平成13年10月1日から平成23年9月30日まで

3(1) 名 称 北檜山鳥獣保護区特別保護地区
(2) 区 域 瀬棚郡北檜山町に所在する国有林渡島森林管理署5220林班へ、り及びホ小班並びに5221林班は、は、に及びほ小班の区域
(3) 存続期間 平成13年10月1日から平成23年9月30日まで

4(1) 名 称 大谷地鳥獣保護区特別保護地区
(2) 区 域 岩内郡共和町に所在する国有林岩内事業区1451林班い、イ、ロ及びホ小班の区域

(3) 存続期間 平成13年10月1日から平成23年9月30日まで

北海道告示第1633号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17条）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成13年9月28日

北海道知事 堀 達 也

興行の 興 行 の 題 名 制作会社又は 配 給 会 社 指定の範囲 指定の理由

邦 画 好きもの家族 バイアで慰め
同 韓国妻 昼下りの不倫
同 和服熱女 三十路のさかり
同 魚と寝る女

同 ビースト・シヤドウー 暴行の爪痕

同 インテイマシー

同 尼寺の御不浄 大股観音びらき
同 人妻睡眠 濡れつばみ
同 殺し屋 1

同 高校美教師 ふしだらに調教
同 うす濡れバソテイー
同 ビンサロ病院4 ノーパン看護
同 美咲レイラ 巨乳FUCK（7月分追加）

同 誘い妻不倫でお仕置き！
同 援助交際撲滅運動
同 柔肌天使 今夜も抱いて
同 玲子の秘密 多淫症の人妻
同 トウキョウXエロチイカ 痺れる快楽

同 股がる義母 息子の快感
同 初恋不倫 乳首から愛して
同 痴漢電車 さわってビツクリ！

全部

著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあるため

邦 画 美姉妹スチュワーズ 制服けい 新 日 本 映 像
れん

北海道告示第1634号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年1月28日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するように提出することができる。

平成13年9月28日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コーチャンフオー釧路店

釧路市春採7丁目233-2 ほか5筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東京都中央区明石町8番1号

太平洋興発株式会社 代表取締役社長 池田 隆之

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所の変更

（変更前）東京都千代田区霞が関3丁目8番1号

（変更後）東京都中央区明石町8番1号

(4) 変更の年月日

平成13年9月1日

(5) 変更する理由

本社移転の為

2 届出年月日

平成13年9月14日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道釧路支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成13年9月28日（金）から平成14年1月28日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民

の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1635号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年1月28日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するように提出することができる。

平成13年9月28日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コーチャンフオー釧路店

釧路市春採7丁目233-2 ほか5筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東京都中央区明石町8番1号

太平洋興発株式会社 代表取締役社長 池田 隆之

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

大規模小売店舗の荷さばき施設及び廃棄物保管施設の位置

(4) 変更の年月日

平成13年10月1日

(5) 変更する理由

施設の細部を検討する過程で運営上、レイアウト等を変更したほうがよいと判断したため

2 届出年月日

平成13年9月17日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道釧路支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間
平成13年9月28日（金）から平成14年1月28日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1636号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成13年9月28日

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
月形土地改良区	赤 川 頭 首 工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	炭 窯 沢 頭 首 工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	北農沢川頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第1637号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年10月2日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月28日

地 区 名	事 業 の 種 類	北海道知事 堀 達 也
西 達 布	畑地帯総合整備（農業用排水、農道、暗きよ、区画整理、農地保全）	北海道上川支庁
音 威 子 府	畑地帯総合整備【緊急整備型】（農道、暗きよ、土層改良）	同
川 向	畑地帯総合整備【担い手支援型（単独土層改良）】（土層改良、暗きよ）	北海道網走支庁
南 途 別	農免農道整備	北海道十勝支庁

北海道告示第1638号

昭和54年北海道告示第3590号（北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、

生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準）の一部を次のように改正する。

平成13年9月28日

北海道知事 堀 達 也

第1経営等改善資金の表の4中「漁船用エネルギー環境対応機関」を「漁船用高度環境対応機関」に改め、「3 潤滑油性状維持装置の設置に要する費用」を削り、同表の9中「6 エンジン自動停止装置の購入に要する費用」を削り、「7」を「6」に、「8」を「7」に改め、同表の11中「3 音響信号設備の購入に要する費用」を削る。

第2生活改善資金の表の1中「4 ごみ焼却設備の設置に必要な資材の購入に要する費用」を削る。

第4を第5とし、第3の次に次のように加える。

第4 沿岸漁業改善資金の借受主体

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年北海道規則第71号）第2条、第4条及び第6条の「知事が定める者」は、「水産業振興総合対策事業実施要領」（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）に係る「漁業就業者確保・育成対策関係事業の運用について」（平成12年3月24日付け12水推第287号水産庁長官通知）第2の2(1)②ア(イ)(b)の漁業共同改善計画の認定を受けた者とする。

北海道告示第1639号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年9月28日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除に係る保安林の所 伊達市館山下町182の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定され た目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除に係る保安林の所 白糠郡白糠町庶路36の163から36の165まで
- (2) 保安林として指定され た目的 霧害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

3(1) 解除に係る保安林の所在場所 野付郡別海町美原53の18・53の19・54の27（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） 2(2) 保安林として指定された目的 風害の防備 3(3) 解除の理由 農道用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）	置いて縦覧に供する。） 4(1) 解除予定保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 2(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 3(3) 解除の理由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。）
北海道告示第1640号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成13年9月28日 北海道知事 堀 達 也 1(1) 解除予定保安林の所在場所 奥尻郡奥尻町字青苗369地先（国有林。次の図に示す部分に限る。） 2(2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備 3(3) 解除の理由 河川管理施設用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）	5(1) 解除予定保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 2(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存 3(3) 解除の理由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。） 6(1) 解除予定保安林の所在場所 足寄郡足寄町共栄町187の9（次の図に示す部分に限る。） 2(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 3(3) 解除の理由 農道用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び足寄町役場に備え置いて縦覧に供する。）
2(1) 解除予定保安林の所在場所 寿都郡寿都町字歌葉町有戸239の1（次の図に示す部分に限る。） 2(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 3(3) 解除の理由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。） 3(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡愛別町字愛山769の3（次の図に示す部分に限る。） 2(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 3(3) 解除の理由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び愛別町役場に備え	北海道告示第1641号 石狩川開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。 平成13年9月28日 北海道知事 堀 達 也 1 作業種類 公共測量（管内河川縦横断面図作成） 2 作業期間 平成13年8月22日から平成14年2月4日まで 3 作業地域 札幌市

北海道告示第1642号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成13年 9月28日

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成13年7月23日から8月31日まで
- 3 作業地域 森町

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1643号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成13年 9月28日

北海道知事 堀 達 也

1 路線名 浜頓別町道浜頓別常磐線

- 2 工事区間 (1) 枝幸郡浜頓別町字戸出244番110地先から
(2) 枝幸郡浜頓別町字戸出3961番1地先から
枝幸郡浜頓別町字戸出3961番1地先まで
- 3 工事の種類 改築
- 4 工事完了の日 平成13年10月15日

北海道告示第1644号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年 9月28日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所 線 名 区 間 変更前後の別

十勝岳温泉美瑛線 上川郡美瑛町丸山1丁目8番72地先から
上川郡美瑛町中町2丁目245番28地先まで

前 北海道旭川土木現業所

後 16.27mから29.65mまで 970.00m

上富良野旭中富良野線 空知郡中富良野町字富良野原野270番12地先から
富良野市宇鳥沼232番1地先まで

前 18.00mから29.65mまで 970.00m

後 13.81mから17.29mまで 555.22m

13.81mから22.19mまで 555.22m

北海道告示第1645号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年 9月28日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道

2 路線名 夕張岩見沢線

- 3 道路の区域 区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間
- 夕張市清水沢1丁目8番2地先から夕張市清水沢1丁目空知森林管理署40林班二
- 11.00mから42.00mまで 699.00m

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月28日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 豊富浜頓別線
- 3 道路の区域 区

変更前 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間

枝幸郡浜頓別町字頓別 前 23.00mから 826.14m 国道275号線
154番2地先から枝幸郡 58.00mまで 国道275号線
浜頓別町字頓別154番771 1893地先 (国道275号交点) まで

枝幸郡浜頓別町字頓別 前 12.00mから 1.474.00m —
154番2地先から枝幸郡 33.50mまで

枝幸郡浜頓別町字頓別 前 20.00mから 1.491.22m 国道275号線
154番2地先から枝幸郡 77.50mまで 国道275号線
浜頓別町字頓別154番 1893地先 (国道275号交点) まで

枝幸郡浜頓別町字頓別 後 23.00mから 826.14m 国道275号線
154番2地先から枝幸郡 58.00mまで 国道275号線
浜頓別町字頓別154番771 1893地先 (国道275号交点) まで

枝幸郡浜頓別町字頓別 後 20.00mから 1.491.22m 国道275号線
154番2地先から枝幸郡 77.50mまで 国道275号線
浜頓別町字頓別154番 1893地先 (国道275号交点) まで

北海道告示第1649号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成13年9月28日

小班地先まで 後 11.00mから 699.00m —
後 42.00mまで 22.00mから 707.00m —
後 87.00mまで

北海道告示第1646号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月28日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 忠別清水線
- 3 道路の区域 区

変更前 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間

上川郡新得町トムラウシ 前 11.35mから 52.95m —
国有林東大雪事業区301林 12.89mまで

得町字トムラウシ257番1 12.67mから 52.95m —
地先まで 14.93mまで

北海道告示第1647号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月28日

北海道知事 堀 達 也

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
道道 札幌北広島自転車道線 北広島市中央3丁目7番6地先から 平成13.9.28
北広島市中央4丁目2番2地先まで

北海道告示第1648号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を平成13年10月3日に開始する。

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1650号

- 1 中標津都市計画公園に係る事項
- (1) 都市計画の種類 公園
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 変更する部分

名 称 位 置

9・6・1 ゆめの森公園 標津郡中標津町字中標津

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

- 2 函館圏都市計画下水道に係る事項

- (1) 都市計画の種類 下水道

- (2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 名称 函館公共下水道

イ 位置

- (7) 排水区域

α 変更前

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面 積 約4,645ha (うち処理区域 約4,645ha)

(内訳) 南 処 理 区 約2,494ha (うち処理区域 約2,494ha)

函館湾処理区 約2,151ha (うち処理区域 約2,151ha)

b 変更後

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面 積 約4,652ha (うち処理区域 約4,652ha)

(内訳) 南 処 理 区 約2,494ha (うち処理区域 約2,494ha)

函館湾処理区 約2,158ha (うち処理区域 約2,158ha)

- (7) その他の施設

α 変更前

ポンプ施設

名 称 位 置

銭亀ポンプ場 函館市志海苔町

b 変更後

名 称 位 置

志海苔ポンプ場 函館市志海苔町

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成13年9月28日

北海道知事 堀 達 也

都 市 計 画 の 種 類 市町村名

室蘭圏都市計画用途地域 伊達市

苫小牧圏都市計画用途地域 厚真町

苫小牧圏都市計画準防火地域 厚真町

苫小牧圏都市計画公園 苫小牧市

北海道告示第1651号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第52条第1項第6号、同法第53条第1項第4号、第56条第1項第2号二及び別表第3 (に) 欄5の項の規定により、用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値を、次のように定める。

その関係図面は、北海道建設部建築指導課、網走支庁経済部建設指導課及び紋別市都市建設課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成13年9月28日

北海道知事 堀 達 也

- 1 定める土地の区域

国道238号線と都市計画道路元紋別浜通の交点を基点とし、都市計画道路元紋別浜通を北東進及び北西進し、藻鱈川河川敷地界に至り、同河川敷地界を北東進し、元紋別90番の北東側地番界に至り、同地番界を南東進し、元紋別101番15の南東側地番界延長線に至り、同線並びに元紋別101番15、元紋別101番15の南東側地番界延長線を南西進し、国道238号線に至り、同道路を北西進し、基点に至る線によって囲まれた区域

- 2 第52条第1項第6号の規定による数値

40

10

- 3 第53条第1項第4号の規定による数値

7

10

- 4 56条第1項第2号二の規定による数値

2.5

- 5 別表第3 (に) 欄5の項の規定による数値

第1301号

報 功 賞 典 北

1.5		
公 衆		
北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。		
平成13年 9 月28日	北海道知事 堀 達 也	
北海道社会貢献賞		
市（区）町村名	氏名又は団体名	功 績 の 内 容
稚 内 市	菅 井 耕	漁船事故防止功労
公 衆		
地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第1項の規定により、特約業者を次のとおり指定した。		
平成13年 9 月28日	北海道知事 堀 達 也	
1 氏 名 又 は 名 称	太平洋炭株式会社	
2 代 表 者 の 氏 名	林 武重	
3 主たる事務所又は事業所の所在地	札幌市白石区東札幌2条1丁目2番33号	
4 指 定 の 年 月 日	平成13年 9 月1日	
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、知事の権限に属する事項を次のとおり委任する。		
平成13年 9 月28日	北海道知事 堀 達 也	
1 委 任 事 項	別記「個別的労使紛争のあっせんに関する要綱」に規定するあっせんに関する事務	
2 委任の相手方	北海道地方労働委員会	
3 委任する年月日	平成13年10月1日	
別記	個別的労使紛争のあっせんに関する要綱	

(目的)	
第1条	この要綱は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と使用者との間の紛争（以下「個別的労使紛争」という。）について公正な立場に立って関係当事者間をあっせんし、もって個別的労使紛争の円満な解決及び労使関係の安定に寄与することを目的とする。
(あっせんの対象事業)	
第2条	あっせんの対象とする事業は、個別的労使紛争（労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第6条に規定する労働争議に当たる紛争を除く。）であって、当事者の双方または一方からあっせんの申請があったものとする。ただし、あっせんの対象とすることが適当でないと認められる紛争として別に定めるものを除く。
(あっせんの対象者)	
第3条	あっせんの対象者は、道内に所在する事業所に雇用され、又は雇用されていた労働者及び道内に所在する事業所の使用者とする。ただし、別に定めるものを除く。
(あっせんの申請)	
第4条	あっせんを希望する当事者は、書面により申請するものとする。
(あっせん員の指名)	
第5条	あっせんは、あっせん員が行うものとする。
2 前項のあっせん員は、公益を代表する者、労働者を代表する者及び使用者を代表する者から指名するものとする。	
(あっせん員の任務)	
第6条	あっせん員は、関係当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。
(あっせんの打ち切り)	
第7条	あっせん員は、紛争が解決される見込みがない場合は、いつでもあっせんを打ち切ることができる。
(申請の取下げ)	
第8条	第4条の規定によりあっせんを申請した者は、いつでも当該申請を取り下げることができる。
(あっせんの終結)	
第9条	あっせんは、次に掲げる場合に終結する。
(1)	あっせんにより、紛争が解決された場合
(2)	当事者間において、紛争が自主的に解決された場合
(3)	あっせん員が、第7条の規定によりあっせんの打ち切りを決定した場合
(4)	前条の規定により、あっせんの申請が取り下げられた場合
(秘密を守る義務)	

第10条 あっせん員若しくはあっせん員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。
附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

支 庁 指 示

北海道宗谷支庁告示第4号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成13年9月28日

北海道宗谷支庁長 山 上 徹 郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 稚内市宝来4丁目288-1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 稚内市中央3丁目13番15号 稚内市長 横田 耕一
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年6月6日 宗建指第13-1号指令

道 公 企 業 管 理 規 程

北海道工業用水道事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成13年9月28日

北海道公営企業管理者 西 川 昌 利

北海道企業管理規程第7号

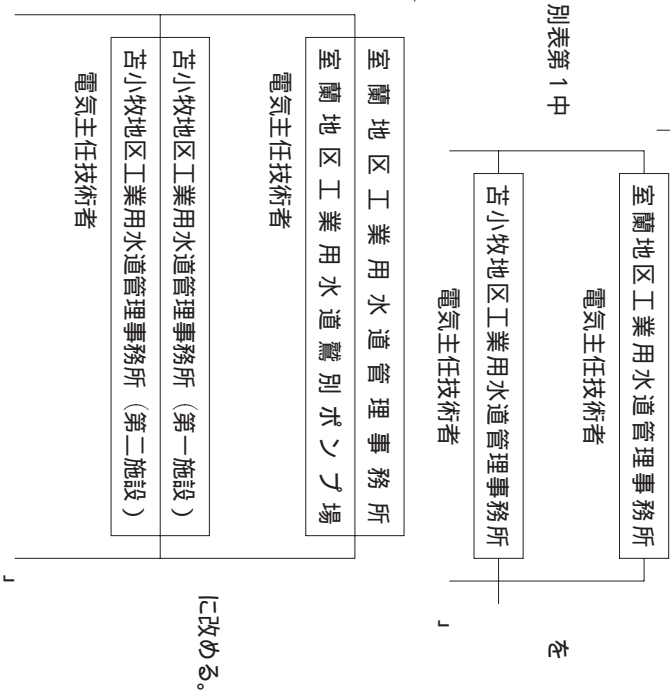
北海道工業用水道事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程
北海道工業用水道事業電気工作物保安規程（昭和61年北海道企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項中「選任事業場・設備」を「事業場」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の表を加える。

事業場	職 名
室蘭地区工業用水道管理事務所	所長、次長、係長、主任

室蘭地区工業用水道鷺別ポンプ場	
苫小牧地区工業用水道管理事務所（第一施設）	所長、次長、係長、主任
苫小牧地区工業用水道管理事務所（第二施設）	
石狩湾新港地域工業用水道管理事務所	所長、係長、主任
建設事務所	所長、次長、係長、主任

第5条第2項を次のように改める。

2 管理者は、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第3項ただし書の規定により二以上の事業場の主任技術者の兼任を承認された場合は、兼任しようとする事業場（以下この項において「兼任事業場」という。）に最も近い事業場に、兼任事業場における電気工作物の工事、維持及び運用のため必要な事項を主任技術者に連絡する責任者を置くものとする。



別表第2中 主任技師 を 主 幹 又は 主任技師 に改める。 附 則 この規程は、平成13年9月28日から施行する。	
規程委員会教育告示	
北海道教育委員会教育長告示第12号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成13年9月28日 北海道教育委員会教育長 鎌 田 昌 市 1 入札に付する事項 (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量 人事情報システムに係る汎用コンピュータと接続する端末機及び周辺機器等 14式 (1月当たりの単価) (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成13年11月1日（木） (4) 契 約 期 間 平成13年11月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成17年10月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (5) 納 入 場 所 北海道教育庁石狩教育局、北海道教育庁渡島教育局、北海道教育庁檜山教育局、北海道教育庁後志教育局、北海道教育庁空知教育局、北海道教育庁上川教育局、北海道教育庁留萌教育局、北海道教育庁宗谷教育局、北海道教育庁網走教育局、北海道教育庁胆振教育局、北海道教育庁日高教育局、北海道教育庁十勝教育局、北海道教育庁釧路教育局、北海道教育庁根室教育局の14教育局 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。	
(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成13年9月28日から10月5日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先への指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁企画総務部教職員課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 217 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁企画総務部教職員課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館8階3号会議室 (2) 入 札 日 時 平成13年10月16日（火） 午前10時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁企画総務部教職員課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。 9 落 札 者 の 決 定 方 法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。	

10 契約書作成の要否 要	
11 その他	
(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条第号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
(3) 消費税等課税事業者の申出 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。	
(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁企画総務部教職員課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 217	
(5) この入札の執行は、公開する。	
(6) 詳細は、入札説明書による。	
道人事業委員会規則	
大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則をここに公布する。 平成十三年九月二十八日	
北海道人事委員会規則 二二一八 大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則 （趣旨） 第一条 大学教員又は研究職員（以下「大学教員等」という。）が研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問、評議員又はこれらに準ずる職（以下「役員等」という。）を兼ねる場合における地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条第二項	

の規定による許可の基準については、職員の営利企業等の従事制限に関する規則（北海道人事委員会規則二二一一）第三条の規定にかかわらず、この規則の定めるところによる（定義）	
第二条 この規則において「大学教員」とは、札幌医科大学の教授（学長である者を除く。）、助教授、講師及び助手をいう。	
2 この規則において「研究職員」とは、試験研究機関等（別表に掲げる機関をいう。以下この項及び次条第一項第五号において同じ。）の職員（当該試験研究機関等の長である者を除く。）のうち研究をその職務の全部又は一部とする者をいう。	
3 この規則において、「研究成果活用企業」とは、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であつて、大学教員等の研究成果を活用する事業（以下「研究成果活用事業」という。）を実施するものをいう。（許可の基準等）	
第三条 大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねることについて地方公務員法第三十八条第一項の規定により許可の申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り許可することができる。	
一 許可の申請に係る大学教員等が、当該許可の申請に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果を自ら創出していること。	
二 大学教員等が就こうとしている役員等としての職務の内容が、主として研究成果活用事業に係るものであること。	
三 大学教員等の占めている職と許可の申請に係る研究成果活用企業（当該研究成果活用企業が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一条ノ二第一項に規定する子会社である場合にあつては、同項に規定する親会社を含む。以下同じ。）との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。	
四 許可申請前二年内に、大学教員等が当該許可申請に係る研究成果活用企業との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。	
五 大学教員等が就こうとする役員等としての職務の内容に、当該大学教員等が在職する札幌医科大学又は試験研究機関等に対する契約の締結又は検定、検査等の申請に係る折衝の業務（研究成果活用事業に係る業務を除く。）が含まれていないこと。	
六 大学教員等としての職務の遂行に支障が生じないこと。	
七 その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。	
2 前項の許可は、役員等の任期等を考慮して定める期限を付してするものとする。	
附 則 この規則は、平成十三年十月一日から施行する。	
別表（第二条関係）	

- 一 環境科学研究中心
- 二 衛生研究所
- 三 工業試験場
- 四 地質研究所
- 五 食品加工研究センター
- 六 農業試験場
- 七 寒地住宅都市研究所
- 八 水産試験場
- 九 林業試験場
- 十 林産試験場
- 十一 警察本庁科学捜査研究所
- 十二 旭市に掲げる機関のほか、人事委員会が定めるもの

道公安委員会告示

北海道公安委員会告示第79号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成13年9月28日

北海道公安委員会委員長 潮田隆

1	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都台東区上野七丁目4番9号株式会社エイベックス
	代表者の氏名		代表取締役 望月 光三
	製造又は検査を行う事業所の所在地		神奈川県横浜市中区新羽町1180番地
	遊技機の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
型式の概要	型式名	フアイアエレメント	
	製造業者名	株式会社エイベックス	
	型式試験番号	14032100	
検定年月日		平成13年9月28日	
検定番号		第14032100号	

2	検定の有効期間		公示の日（平成13年9月28日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 ヌルホン工業株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 岸 勇夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
型式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CR海へいこう楽園天国	
	製造業者名	ヌルホン工業株式会社	
型式試験番号		10035700	
検定年月日		平成13年9月28日	
検定番号		第10035700号	
検定の有効期間		公示の日（平成13年9月28日）から3年間	
3	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中砂町145番地 株式会社まさむら遊機
	代表者の氏名		代表取締役 後藤 常喜
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中砂町145番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
型式の概要	型式名	CRあどべん隊Z1	
	製造業者名	株式会社まさむら遊機	
	型式試験番号	10028000	
検定年月日		平成13年9月28日	
検定番号		第10028000号	
検定の有効期間		公示の日（平成13年9月28日）から3年間	
4	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名		代表取締役 毒島 秀行
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
型式の概要	型式名	CRフイーパーパックルドGP	
	製造業者名	株式会社三共	

要	型式試験番号	10037300
	検 定 年 月 日	平成13年9月28日
検 定 番 号	第10037300号	
	検定の有効期間	公示の日（平成13年9月28日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミズホ	
	代表者の氏名	代表取締役 安藤 壽雄
製造又は検査を行 う事業所の所在地	鳥取県米子市和田町1343番地 栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地	
	型式の種類	回胴式遊技機
型式の 概 要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型 式 名	フルトクラット
製造業者名	株式会社ミズホ	
	型式試験番号	14033600
検 定 年 月 日	平成13年9月28日	
検 定 番 号	第14033600号	
検定の有効期間	公示の日（平成13年9月28日）から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 アルゼ株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 岡田 和生
製造又は検査を行 う事業所の所在地	鳥取県米子市和田町1343番地 栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地	
	型式の種類	回胴式遊技機
型式の 概 要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型 式 名	コンチ4XR
製造業者名	アルゼ株式会社	
	型式試験番号	14031800
検 定 年 月 日	平成13年9月28日	
検 定 番 号	第14031800号	
検定の有効期間	公示の日（平成13年9月28日）から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 アルゼ株式会社	
代表者の氏名	代表取締役 岡田 和生	

7	製造又は検査を行 う事業所の所在地		鳥取県米子市和田町1343番地 栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	型式の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型 式 名	コンチ4XR-30	
	概 要	製造業者名	アルゼ株式会社
	型式試験番号	14034300	
	検 定 年 月 日	平成13年9月28日	
	検 定 番 号	第14034300号	
	検定の有効期間	公示の日（平成13年9月28日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社	
8	代表者の氏名	代表取締役 榎本 宏	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中区中砂町278番地	
	型式の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	CR熱闘バプロクソZ2	
	概 要	製造業者名	京楽産業株式会社
	型式試験番号	10036800	
	検 定 年 月 日	平成13年9月28日	
	検 定 番 号	第10036800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成13年9月28日）から3年間	
9	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社ネット	
	代表者の氏名	代表取締役 国本 幸司	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	大阪府八尾市沼2丁目4番1号	
	型式の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型 式 名	ストックアギョウII	
	概 要	製造業者名	株式会社ネット
	型式試験番号	14032600	
	検 定 年 月 日	平成13年9月28日	
	検 定 番 号	第14032600号	

10	検 定 の 有 効 期 間		公示の日（平成13年 9月28日）から 3 年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所		東京都台東区東上野三丁目12番 9号 株式会社エース電研
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 武本 孝俊
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		東京都荒川区東日暮里二丁目48番 6号
	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名		C R 髪さまヘルゾDX
	製 造 業 者 名		株式会社エース電研
	型式試験番号		10021200
	検 定 年 月 日		平成13年 9月28日
11	検 定 番 号		第10021200号
	検 定 の 有 効 期 間		公示の日（平成13年 9月28日）から 3 年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所		東京都台東区東上野三丁目12番 9号 株式会社エース電研
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 武本 孝俊
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		東京都荒川区東日暮里二丁目48番 6号
	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名		C R 髪さまヘルゾEX
	製 造 業 者 名		株式会社エース電研
	型式試験番号		10035100
12	検 定 年 月 日		平成13年 9月28日
	検 定 番 号		第10035100号
	検 定 の 有 効 期 間		公示の日（平成13年 9月28日）から 3 年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所		東京都台東区東上野三丁目12番 9号 株式会社エース電研
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 武本 孝俊
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		東京都荒川区東日暮里二丁目48番 6号
	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名		C R 髪さまヘルゾFX
	製 造 業 者 名		株式会社エース電研

要	型式試験番号	10035600
検 定 年 月 日	平成13年 9月28日	
検 定 番 号	第10035600号	
検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年 9月28日）から 3 年間	